

# 令和元年台風19号による災害復旧工事に係る入札契約の取り扱いについて

## 1. 指名競争入札対象工事の拡大について

### (1) 対象工事

令和元年台風19号による災害復旧工事(仮復旧工事含む)

### (2) 予定価格

原則、予定価格500万円未満の建設工事について指名競争入札で行っているが、入札契約手続きの短縮を図るため、予定価格5,000万円未満まで執行可能とする。

## 2. 現場代理人の現場常駐義務の緩和について

### (1) 建設工事請負契約約款について

鹿沼市建設工事請負契約書

第12条

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

### (2) 現場代理人の常駐義務の緩和の条件等

#### ア 常駐義務の免除

(ア) 現場作業着手前の期間

(イ) 工事の施工を全面的に中止している期間

(ウ) 工場製作のみが行われている期間

(エ) 現場が完了(必要書類はすべて提出済)した後、完成検査までの間

#### イ 現場代理人の兼務を認める条件

(ア) 兼務する工事が、いずれも鹿沼市が発注した工事であること。

(イ) 1箇所あたりの請負金額が5,000万円未満であること。

(ウ) 兼務する工事件数は3箇所までとする。ただし、いずれかの工事が災害復旧工事であること。

(エ) 兼任する工事の請負代金額が3,500万円以上の場合において、現場代理人が現場に不在となる間に、現場の運営・取締りを行うことのできるもの(「連絡員」)を選任し、常駐させること。

#### ウ 現場代理人の兼務を不可とする場合

(ア) 営業所の専任技術者が現場代理人を兼ねる場合。

(イ) 単抜設計書の共通仕様書(特記仕様欄)に兼任不可と明記されている場合。

#### エ 提出書類について

(ア) 現場代理人が複数の現場を兼任する場合には、先に契約を行った工事部署と後から契約となった両方の工事部署に、「鹿沼市建設工事執行規則第10条の請負契約書に関する文書の様式等を定める規則」の別表第1に定める様式第20号の2「現場代理人兼任届」を提出すること。

- (イ) 連絡員を選任する場合は、「現場代理人兼任届」の提出の際に、その氏名等を届け出ること。  
(別紙1)

### 3. 相指名業者の下請について

- (1) 指名競争入札において同時に指名された者を下請けとする「相指名業者の下請け」については、下記のすべての条件を満たす場合には原則として認めることとする。
- ア 同一工区内の別工事(分離分割工事)を落札した者でないこと。
  - イ 建設業法にいう「一括下請け」に当たらないこと。

### 4. その他

(1) 災害復旧工事と通常工事の別

災害復旧工事と通常工事の区別については、一般競争入札では公告文に、指名競争入札では指名通知書に明記することとします。

(2) 入札の辞退について

- ア 入札参加者は、開札の開始以前は、いつでも入札を辞退することができます。  
(ただし、来庁入札においては、落札が宣言される前に辞退すること。)

鹿沼市入札参加者心得

10 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、開札の開始以前は、いつでも入札を辞退することができます。  
(ただし、来庁入札においては落札宣言時点で辞退することができます。) この場合、電子入札の場合は電子入札システム及び書面で、郵便入札及び来庁入札の場合は書面で入札辞退届を入札執行担当課に提出してください。

- イ 落札したにもかかわらず、後日、技術者が不足する等の理由で契約締結を拒否されると、指名停止の対象になりますので、技術者の数や手持ち工事等を把握したうえで入札に参加してください。

